

1. 令和3年度第1回JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会でいただいた意見についてパブリックコメント前に素案の修正を行ったもの（4件）

No.	章	頁	行 図表	旧	新	対応と理由
1	6	76	表 6-13 Plan② 1-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>車両動線が明確化され、駅前広場外にバスターミナルが配置されるが、駅舎からバスターミナル間に広大なオープンスペースが確保されているため、距離を感じさせない快適な歩行空間の確保が可能であるものの、一般車の駅前広場への出入りが左折in左折out（右折禁止）に制限されてしまう。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>車両動線が明確化され、駅前広場外にバスターミナルが配置されるが、駅舎からバスターミナル間に広大なオープンスペースが確保されているため、距離を感じさせない快適な歩行空間の確保が可能であるものの、一般車の駅前広場への出入りが左折in左折out（右折禁止）に制限されてしまう。</p> </div>	<p>【修正】 Plan④の1-2と同レベルのマイナス面であると判断し、評価を一段階下げ修正。</p>
2	6	76	表 6-13 Plan① 1-4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再開発ビルへは、バスターミナルと駐車場を機能分担。ただし、バスターミナル施設の車路が長くなり、再開発ビルの床利用に制限がかかる。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再開発ビルへは、バスターミナルと駐車場を機能分担。 <u>また、バスターミナルが建物に組み込まれることにより、空間的余裕も生み出される等、利便性が向上する。</u></p> </div>	<p>【修正】 再開発ビルの床利用に対するデメリットより、空間的余裕が生み出され、利便性が向上するメリットが大きいと判断し、評価を一段階上げ修正。</p>
3	6	76	表 6-13 Plan② 1-4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再開発ビルへは、バスターミナルと駐車場を機能分担。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>同左</p> </div>	<p>【修正】 Plan①と状況が変わらないため「同左」に修正。</p>
4	6	76	表 6-13 想定事業手法	<p>道路法（特定車両停留施設事業）による実施（国直轄事業、対象：イニシャルコスト費用）</p>	<p><u>道路法で位置づけされた特定車両停留施設としての整備（道路事業）</u></p>	<p>【修正】 国直轄事業は確定事項では無いため表現を修正。</p>

2. パブリックコメントを受けて修正を行ったもの（0件）

意見を整理・検討したところ、本計画（素案）の修正までには至らないと判断。

3. 本文中説明が必要となる表現等について修正を行ったもの（2件）

No.	章	頁	行 図表	旧	新	対応と理由
1	1	2	図 1-2	<p>図 1-2 計画区域</p>	<p>図 1-2 計画区域</p> <p>※ 「バスターミナル」は通称であり、自動車ターミナル法におけるバスターミナルではありません。（以降、本計画における表記は上記のとおり）</p>	<p>【追加】 本計画の「バスターミナル」の定義について誤解を受ける可能性があるため追記。</p>
7	—	巻末	—	(なし)	<p style="text-align: center;">J R小樽駅前広場再整備基本計画</p> <p>発行：小樽市 発行年月：令和4年4月 住所：〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号 TEL：0134-32-4111（代表） 編集：小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室</p>	<p>【追加】 担当課の連絡先の記載がなかったため追記。</p>